# 令和８年度忠岡町地域安全運動 防犯パトロール実施要領

忠岡町防犯委員会

| | |
|---|---|
| 目　　的 | 令和８年 10 月 11 日から 10 月 20 日までの間、全国地域安全運動が実施されるため、忠岡町防犯委員会においても、安全で安心して暮らせるまちを実現するため、それぞれの地区において、地域ぐるみで犯罪等の防止に取り組む活動として、地区単位の防犯パトロールを実施する。 |
| 実 施 期 間 | （各地区パトロール）<br>令和８年 10 月 11 日（日）から 10 月 20 日（火）<br>**⇒　パトロール日時・時間は、各地区自由に設定。**<br>（一斉パトロール）<br>令和８年 10 月 15 日（木）午後５時～午後６時の間<br>**⇒　全地区で一斉パトロールを実施。（実施時間は自由）**<br>**⇒　正副会長は、忠岡 SAF と合同で駅前付近を実施する予定。** |
| 実　　施<br>範　　囲 | **各地区における防犯危険箇所のパトロールを実施する。** |
| 注　　意<br>事　　項 | ◎ 期間中にパトロールを実施する場合は、事前に事務局までご連絡ください。<br>◎ パトロールは必ず３人１組以上で実施してください。<br>◎ パトロール中に事故等があった場合は、事務局まで連絡ください。<br>◎ 泉大津警察署の同行が必要な場合は、事務局までご相談ください。<br>◎ 事務局より下記記載の物品を借用できます。必要な場合は、事務局までご連絡ください。 |
| 借　　用<br>物　　品 | ・防犯パトロールベスト（約 40 着）<br>・地域安全運動帽子（約 40 着）<br>・誘導灯（約 10 本）<br>・懐中電灯（約 30 本）<br>⇒　一斉パトロール時は、各地区に分散して借用する予定です。 |